

学校において予防すべき感染症について

下記の感染症にかかった場合は、学校長の指示により「出席停止」になります。必ず学校に連絡し、医師の指示に従い家庭で安静にしてください。

また、登校を開始する際には「学校感染症に係る登校に関する意見書」（医師記入）が必要です。この用紙を提出すれば欠席扱いにはなりません。

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、 南米出血熱、 ペスト、 ラッサ熱、 マールブルグ病、 急性灰白髄炎、 ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスによるものに限る）、 鳥インフルエンザ（H5N1）、 新型インフルエンザ等感染症、 新感染症、 指定感染症	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたくふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現後5日経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹（3日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状の消退後2日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
第三種	コレラ、 細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、 パラチフス、 流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、 その他の感染症（感染性胃腸炎、手足口病等、医師が判断したもの）	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

※意見書は、保健室および職員室にもあります。

※意見書は、医療機関の診断書等でもかまいません。（保護者が署名・捺印して提出。）

※医療機関によっては、用紙の記入が有料となる場合があります。